

許可申請の手引き（中間処理施設）

第1 必要書類

提出書類	許可の区分			
	新 規	変 更	新 規	変 更
1 産業廃棄物処理施設設置許可申請書（別記様式45）	◎	—	◎	—
2 産業廃棄物処理施設変更許可申請書（別記様式46）	—	◎	—	◎
3 事業計画の概要を記載した書類（別記様式47-3）	◇	◇	◇	◇
4 当該施設の位置図（縮尺 1/25,000～1/50,000程度のもの、施設の位置を朱書きすること）	◎	○	◎	○
5 当該施設の付近の見取図	◎	○	◎	○
6 施設設置予定地付近の写真	◎	○	◎	○
7 立地上配慮する事項に関して適合状況を記載した書類（別紙書式例5、関係図面も添付すること）	☆	☆	☆	☆
8 関係市町村との協議及び関係法令の適合状況等（別紙書式例6）	☆	☆	☆	☆
9 産業廃棄物処理施設設置等計画書（別記様式48-1）	◎	○	◎	○
10 施設の位置・構造等の設置に関する計画書（別記様式49-1）	◎	○	◎	○
11 維持管理に関する計画書（別記様式50-1及び維持管理計画書）	◎	○	◎	○
12 生活環境影響調査書（別記様式71及び調査書）	◎	◎	◎	◎
13 配置図	◎	○	◎	○
14 フローシート等の処理工程図	◎	○	◎	○
15 処理施設処理能力計算書	◎	○	◎	○
16 設計計算書	◎	○	◎	○
17 当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図	◎	○	◎	○
18 施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類 （知事認定の技術管理者講習の修了証の写し等）	◎	◎	◎	◎
19 地番図（処理施設及び付帯施設の位置を朱書きすること）	◎	○	◎	○
20 当該土地に係る不動産登記法による登記事項証明書（全部事項証明書又は現在事項証明書の写し）	◎	○	◎	○
21 借地等に関する書類（使用する土地が自己所有地以外の場合）	*	*	*	*
22 施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類（別記様式50-4）	◎	◎	◎	◎
23 定款又は寄附行為	◎	◎	—	—
24 商業登記法による登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※申請者、株主又は出資者が法人の場合、その法人	◎	◎	—	—
25 本籍（外国人にあっては住民基本台帳法に規定する国籍等）が記載されている住民票の写し ※申請書に記載した個人全て ※マイナンバーが記載されていないもの	◎	◎	◎	◎
26 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ※申請書に記載した個人全て	*	*	*	*
27 誓約書（別記様式15）	◎	◎	◎	◎
28 直前3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表	◎	◎	—	—
29 直前3年分の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書）※その1 納税額等証明用	◎	◎	—	—
30 資産に関する調書（別記様式7の第9面）	—	—	◎	◎
31 直前3年分の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書）※その1 納税額等証明用	—	—	◎	◎
32 欠格要件に該当しないことを証する書類（申立書と関係書類） 【例】 ・経営状況に関する書類（金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等、新会社等過去の貸借対照表等がない場合は、資本金額及び株主構成等を記載した書類） ・後見開始または保佐開始の審判を受けた者に関する業務を適切におこなうことができることを証する書類（医師の診断書、認知症に関する試験結果等）	*	*	*	*

◎：必要、○：一切変更が無い場合は省略可能、◇：令第7条の2で定める施設、☆：特定施設のみ必要、—：不要、*：該当する場合は必要

第2 注意事項

1 循環型社会形成の推進に関する条例に定める特定施設を設置しようとする場合は、設置（変更）許可申請を行う前に、条例に基づく事業計画書を提出してください。事業計画書の作成にあたっては、「事業計画書作成の手引き」を参考にしてください。

※特定施設とは、焼却施設、有害物質を含む汚泥のコンクリート固化施設、水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼、水銀の硫化施設、シアン化合物の分解施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、PCBの処理施設です。

2 登記事項証明書（12, 18）、納税証明書（23, 24）、住民票の写し（19）、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（20）、診断書（25）については、申請日の直近3月以内に発行されたものを提出すること。原本とコピーを提示した場合は、原本を返却します。

3 先行許可証として、当該申請を受けようとする許可以外の許可証の原本を添付する場合は、住民票の写し（19）、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（20）、誓約書（21）の添付を省略できます。原本は確認後すみやかに返却します。

※先行許可証の許可の日以降に追加された役員、株主等の書類は省略できません。

先行許可証として添付できる許可証

（特別管理）産業廃棄物処理業許可証、産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証

※許可証の「規則第〇条の〇第〇項の規定による許可証の提出の有無」が「無」になっているもので許可日から5年を経過していないもの

※他都府県及び道外政令市のものは先行許可証と認めない場合があります。

第3 申請手数料

手数料は「北海道収入証紙」による納付となっているので、あらかじめ必要額分を購入しておくこと。なお、証紙はちょう付用紙に貼り、用紙と証紙にかけて消印を要します。

・焼却施設以外

設置許可申請手数料 120,000円

変更許可申請手数料 110,000円

・焼却施設

設置許可申請手数料 140,000円

変更許可申請手数料 130,000円

第4 申請先

申請は、当該処理施設の設置場所を所管している（総合）振興局保健環境部環境生活課に提出してください。

2 各（総合）振興局

(1) 空知総合振興局	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	☎0126-20-0041
(2) 石狩振興局	〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目同町別館5階	☎011-204-5823
(3) 後志総合振興局	〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目	☎0136-23-1352
(4) 胆振総合振興局	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル	☎0143-24-9576
(5) 日高振興局	〒057-8558 浦河町栄丘東通56	☎0146-22-9253
(6) 渡島総合振興局	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16	☎0138-47-9437
(7) 檜山振興局	〒043-8558 江差町字陣屋町336-3	☎0139-52-6492
(8) 上川総合振興局	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1-1	☎0166-46-5921
(9) 留萌振興局	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2	☎0164-42-8432
(10) 宗谷総合振興局	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27	☎0162-33-2921
(11) 十勝総合振興局	〒093-8585 網走市北7条西3丁目	☎0152-41-0629
(12) 十勝総合振興局	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目	☎0155-27-8527
(13) 釧路総合振興局	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2-54	☎0154-43-9153
(14) 根室振興局	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28	☎0153-23-6821

※申請様式等については北海道のWebサイトに掲載しています。

URL : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/sanpai_yousikimenu.htm